

# 入札案件概要書

【 コンサル ・ 一般委託 ・ 物品 】

件名	第二清掃処理場等解体撤去工事に係る 施工監理業務委託	契約番号	15	
履行期間	令和 5 年 6 月 12 日～令和 7 年 7 月 31 日			
履行場所	海老名市 本郷 地内			
予定価格(税込)	金25,322,000円(税込)      金23,020,000円(税抜)			
参加条件	参加の地域要件	第4区分	地域要件は入札公告で確認してください。	
	指定業種	346 廃棄物	細目	
			細目	
	手持契約件数制限			
	低入札調査基準価格	予定価格の50% 低入札調査基準価格については、入札告示「8 低価格入札による履行確認調査」を参照してください。		
	必要とする資格等	○会社としての登録 コンサルタント登録規定における廃棄物部門の登録があること。 ○ごみ焼却施設の解体の処理技術と解体設計・施工監理への従事経験を有し、技術士（衛生工学部門）の資格を有する者を管理技術者として、ごみ焼却施設の解体撤去工事に於いて実績を有する者を照査技術者として各1名配置する。また、施工監理の対象と同様の規模の経験と実績を有する者を担当技術者としては位置する。（照査技術者と担当技術者は兼務しない） ○上記の資格及び3カ月以上の雇用を確認できる書類の写し（雇用確認の種類は、原則として健康保険被保険者証の写し） （調書の中で主任を明示すること。） ※条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時に上記の資格等の写しをFAX送付するものとします。		
	その他の要件	○地方公共団体発注で同種同規模の業務委託の実績を有すること。		
業務の概要	本業務は、第二清掃処理場等解体撤去工事について、工事の着工から完了までに設計及び施工、工程、安全等、工事全体の管理を行い、関係法令を遵守し、円滑な解体工事をすすめることを目的とする。          ※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。			

# 条件付一般競争入札参加資格確認申込書

令和 年 月 日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿

認定番号

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

担当者名

電話番号

e-mailアドレス

F A X 番号

使用印

入札に参加したいので、次のとおり申します。  
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 15

件名 第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監理業務委託

( 高座清掃施設組合 総務課 契約担当  
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp  
F A X : 046-238-6010 )

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- \_\_\_\_\_

組合の確認 (記入不要)	
地域	第4区分
業種	346 廃棄物
評点	
その他	廃棄物部門登録・各技術者実績・雇用確認書類

## 入札書

令和5年6月5日

高座清掃施設組合  
組合長 内野 優 殿

住所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人氏名

印

印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額  
で入札します。

件名	第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監 理業務委託											
金額(税抜)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。  
2. 金額は、1つの枠に1字ずつアラビア数字で記入してください。  
なお、金額の訂正したものは無効とします。  
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。  
封筒は必要ありません。  
4. 落札にあたって、契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税額  
を加えた金額とします。なお、消費税率は、10%とします。



契約番号	15
------	----

# 委任状

令和5年6月5日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監理業務委託

---

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

代理人氏名	被委任者印鑑



# 質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

認定番号		電話番号	
所在地		e-mailアドレス	
商号又は名称		F A X 番号	
代表者職氏名		担当者名	

契約番号	15
契約件名	第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監理業務委託
質 疑 内 容	

第二清掃処理場等解体撤去工事に係る  
施工監理業務委託

仕 様 書

令和5年4月

高座清掃施設組合  
施 設 課

## 第1章 総則

### 1 委託の目的

本委託は、高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が行う第二清掃処理場及び同敷地内に存する植栽を含む全ての附属施設、搬入出路橋梁（以下「旧処理場等」という。）の解体撤去工事（以下「解体工事」という。）について、組合と工事請負契約を締結する者（以下「工事受注者」という。）による施工に対し、工事の着工から完了までに関する設計及び施工、工程、安全等、工事全体の監理を行い、関係する法令を遵守し、円滑に解体工事を進めることを目的とする。

### 2 委託の件名

第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監理業務委託

### 3 委託契約期間

契約締結日から令和7年7月31日まで（第二清掃処理場解体撤去工事の契約期間まで）

### 4 委託場所

神奈川県海老名市本郷地内（本郷308番1ほか）

### 5 旧処理場等の概要

#### (1) 第二清掃処理場

- ・敷地面積 8,049.65 m<sup>2</sup>
- ・建物構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・建物高さ 煙突高 59.0m  
建物高 28.2m、軒高 27.2m（主階の床高 5.5m・6.0m）
- ・建築面積 3,516.556 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 8,330.739 m<sup>2</sup>
- ・処理方式と規模 流動床炉 150 t / 日炉（昭和59年3月竣工）  
流動床炉 200 t / 日炉（平成4年3月竣工）

#### (2) 搬入出路橋梁

- ・単純T桁橋 2橋

#### (3) 稼働停止

- ・平成31年3月

### 6 委託内容

本委託に係る内容は、本仕様書及び委託設計書による。

### 7 関係法令等の遵守

本委託の実施にあたって、下記の関係法令等を遵守しなければならない。なお、下記の関係法令等が改正等された場合は、最新のものをを用いる。

No	法 令 等
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法律第137号昭和45年12月25日改正省令含む）
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（政令第300号昭和46年9月23日）

3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（厚生省令第 35 号昭和 46 年 9 月 23 日）
4	労働安全衛生法（法律第 57 号昭和 47 年 6 月 8 日）
5	労働安全衛生法施行令（政令第 318 号昭和 47 年 8 月 19 日）
6	労働安全衛生規則（労働省令第 32 号昭和 47 年 9 月 30 日）
7	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（法律第 104 号平成 12 年 5 月 31 日）
8	ダイオキシン類対策特別措置法（法律第 105 号平成 11 年 7 月 16 日）
9	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（政令第 433 号平成 11 年 12 月 27 日）
10	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（総理府令第 67 号平成 11 年 12 月 27 日）
11	廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（基安発第 0110 号平成 26 年 1 月 10 日）
12	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（法律第 65 号平成 13 年 6 月 22 日）
13	石綿障害予防規則（厚生労働省令第 21 号令和 3 年 4 月 1 日改正）
14	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部平成 23 年 3 月）
15	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて（環廃対発第 060609003 号平成 18 年 6 月 12 日）
16	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省・厚生労働省令和 3 年 3 月）
17	非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について（環廃産発第 050330010 号平成 17 年 3 月 30 日）
18	建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（基安化発第 0821001 号平成 18 年 8 月 21 日）
19	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（法律第 64 号平成 13 年 6 月 22 日）
20	環境基本法（法律第 91 号平成 5 年 11 月 19 日）
21	循環型社会形成推進基本法（法律第 110 号平成 12 年 6 月 2 日）
22	資源の有効な利用の促進に関する法律（法律第 48 号平成 3 年 4 月 26 日）
23	大気汚染防止法（法律第 97 号令和 3 年 4 月 1 日改正）
24	大気汚染防止法施行令（政令第 329 号昭和 43 年 11 月 30 日）
25	大気汚染防止法施行規則（厚生省、通商産業省令第 2 号昭和 46 年 6 月 22 日）
26	水質汚濁防止法（法律第 138 号昭和 45 年 12 月 25 日）
27	水質汚濁防止法施行令（政令第 188 号昭和 46 年 6 月 17 日）
28	水質汚濁防止法施行規則（総理府、通商産業省令第 2 号昭和 46 年 6 月 19 日）
29	騒音規制法（法律第 98 号昭和 43 年 6 月 10 日）
30	騒音規制法施行令（政令第 324 号昭和 43 年 11 月 27 日）
31	騒音規制法施行規則（厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号昭和 46 年 6 月 22 日）
32	振動規制法（法律第 64 号昭和 51 年 6 月 10 日）
33	振動規制法施行令（政令第 280 号昭和 51 年 10 月 22 日）
34	振動規制法施行規則（総理府令第 58 号昭和 51 年 11 月 10 日）
35	下水道法（法律第 79 号昭和 33 年 4 月 24 日）

36	下水道法施行令（政令第 147 号昭和 34 年 4 月 22 日）
37	下水道法施行規則（建設省令第 37 号昭和 42 年 12 月 19 日）
38	土壤汚染対策法（法律第 53 号平成 14 年 5 月 29 日）
39	土壤汚染対策法施行令（政令第 336 号平成 14 年 11 月 13 日）
40	土壤汚染対策法施行規則（環境省令第 29 号平成 14 年 12 月 26 日）
41	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（環境省平成 31 年 3 月）
42	汚染土壌の運搬に関する基準等について（環水大土発第 1903017 号平成 31 年 3 月 1 日）
43	汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4 版）（環境省平成 31 年 3 月）
44	消防法（法律第 186 号昭和 23 年 7 月 24 日）
45	消防法施行令（政令第 37 号昭和 36 年 3 月 25 日）
46	消防法施行規則（自治省令第 6 号昭和 36 年 4 月 1 日）
47	建築基準法（法律第 201 号昭和 25 年 5 月 24 日）
48	建築基準法施行令（政令第 338 号昭和 25 年 11 月 16 日）
49	建築基準法施行規則（建設省令第 40 号昭和 25 年 11 月 16 日）
50	都市計画法（法律第 100 号昭和 43 年 6 月 15 日）
51	電気事業法（法律第 170 号昭和 39 年 7 月 11 日）
52	日本工業規格（JIS）
53	建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
54	廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益法人日本保安用品協会）
55	ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 年版）
56	神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号）
57	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 9 年 12 月 26 日規則第 113 号）
58	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 44 条の 3 第 2 項及び別表第 17 に規定する知事が定める測定の方法（令和 3 年 6 月 29 日告示第 472 号）
59	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則に規定する知事が定める水域（令和 2 年 9 月 25 日告示第 370 号）
60	土壤汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針（神奈川県 令和 3 年 4 月 1 日施行）
61	神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱

## 第 2 章 一般事項

### 1 適用の範囲

本仕様書は、本委託に適用するものとし、本仕様書に明記なきことは組合と受託者が協議の上、決定するものとする。

### 2 配置する技術者等

受託者は、本委託の遂行にあたり、次の技術者を配置し、契約締結後速やかに組合に通知する。

#### (1) 管理技術者

ごみ焼却施設の解体の処理技術とごみ焼却施設の解体設計・施工監理に十分な知識を有するとともに、本委託の監理と同規模の解体工事の経験及び技術士（衛生工学部門）の資格を有する者を管理技術者として配置する。

#### (2) 照査技術者

ごみ焼却施設の解体撤去工事に関して実績を有する者を照査技術者として配置すること。なお、照査技術者は兼務しない。

(3) 担当技術者

ごみ焼却施設の解体の処理技術とごみ焼却施設の解体設計・施工監理に十分な知識を有するとともに、本委託の監理と同規模の解体工事の経験と実績を有する者を担当技術者として配置すること。なお、担当技術者は兼務しない。

3 本委託業務の体制

受託者は、本委託の業務が適正に遂行できるよう、前項に掲げた技術者を次のような体制で配置すること。

(1) 相互協力

管理技術者と担当技術者は、相互に協力しつつ、業務を実施しできる体制であること。

(2) 緊急の体制

担当技術者が、緊急を要する次に掲げる重要な事項に対し、速やかに委託場所にて組合及び工事受注者に臨機の指示が行える体制であること。

- ・ 監督官庁等から指示または注意を受けた時
- ・ 近隣住民等から指示または注意等を受けた時
- ・ 天災、その他やむを得ない理由により、工事の進捗に支障を来し、または工事が継続できない事情が生じた時
- ・ 工事施工に伴い第三者に損害を及ぼした時
- ・ 工事遅延の恐れのある時
- ・ 工事受注者に、契約書または各種法令の遵守に関し、重大な違反があると認められる時

(3) ワンデーレスポンス

前項のほか、担当技術者及び組合監督員は、ワンデーレスポンスに努める。

(4) 配置する技術者等の変更

配置技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、その理由及び新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を組合に提出し、承諾を受けること。

また、前項の体制が満たされていないと組合が判断した場合、受託者は、組合からの指示により配置する技術者等を変更する。その場合、前述の書類を組合に提出し、承諾を受けること。

4 資料の貸与

組合は、受託者からの申出により、組合が保有する旧処理場等に関する資料等が本委託の業務遂行に必要と判断した場合、受託者からの所定の手続きにより、資料等の閲覧または貸与を行う。

なお、受託者は所定の手続きの際に、資料等のリストを作成し組合に提出する。

5 秘密の保持

受託者は、契約書の規定に基づき、委託の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

6 中立性の保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

## 7 打合せ及び会議、現場確認

本委託を遂行する上で、組合又は工事受注者、受託者が開催又は出席する打合せ及び会議、現場確認は、下記を基本とする。なお、解体工事の進捗状況及び業務内容に関して下記以外の打合せ等が必要な場合は、適宜実施する。

打合せ及び会議、現場確認	出席者（受託者以外）	回数	備考
本委託着手及び完了時	組合	2回	
月例工程会議	組合、工事受注者	24回	毎月1回
週間工程会議	組合、工事受注者	24回	隔週（1回は月例を兼ねる） 又は必要時
汚染物質除去等確認	工事受注者	3回	建屋内2回、外1回
管理区域設定・解放	組合、工事受注者	2回	
主要構造物解体施工時	組合、工事受注者	5回	煙突、橋梁、建屋外壁など
計		60回	

なお、打合せ及び会議、現場確認を行った時は、受託者は議事録を作成し、組合監督員の確認を得て書面により組合に報告する。但し、上記以外の軽微なものについては議事録作成等を省略し、業務月報及び工事監理報告書による報告に変えることができるものとする。

## 8 関係官公庁及びその他関係者との協議

受託者は、本委託を遂行する上で官公庁及びその他関係者との協議及び打合せが必要な場合は、誠意を持ってこれにあたり、その協議及び打合せ内容について、速やかに議事録にとりまとめ、組合に報告する。

## 9 成果品以外に提出する書類

受託者は、本委託の業務にあたり、次の書類を提出する。

- (1) 着手（契約後速やかに）
  - ・委託着手届
  - ・業務工程表
  - ・管理技術者等届
  - ・その他必要な書類
- (2) 第1回打合せ（契約後概ね10日以内）
  - ・施工監理実施計画書
  - ・その他必要な書類
- (3) 業務月報（毎月5日までに前月分の業務報告）
  - ・業務月報（組合指定様式）
  - ・月報に必要な書類
- (4) 完了時（契約期間内）
  - ・委託完了届
  - ・照査報告書
  - ・その他必要な書類
- (5) 議事録等（終了後速やかに）

- ・ 月例工程会議
- ・ 週間工程会議
- ・ 現場確認（立会等）

#### 10 テクリスの登録申請等

受託者は、委託料が100万円以上の業務について、テクリス（測量調査設計業務実績情報サービス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、組合監督員の確認を受けた上で、テクリスの登録を行う。

- (1) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。
- (2) 変更時は、変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。
- (3) 完了時は、業務完了届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。
- (4) 訂正時は、適宜登録機関に登録申請を行う。

以上の期間については、組合閉庁日を除くものとする。

#### 11 質疑

受託者は、本委託の仕様書、記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに組合と協議し、解体工事の目的を理解の下で、業務を遂行するものとする。

#### 12 委託内容の変更

本委託内容の変更について、組合と受託者による事前の協議により、組合が必要であると認められた場合は、本委託内容と共に仕様内容を変更する。

#### 13 環境に配慮した委託の履行

受託者は、組合が定める環境に関するプログラムに遵守するよう努めるとともに、業務遂行にあたっては、環境への負荷の低減に努める。

### 第3章 業務委託の内容

#### 1 解体工事施工に伴う書類等の監理に関する業務

解体工事施工に伴う書類等の監理に関する業務は、工事受注者が作成する次の書類等を基本に、関係する法令等への遵守及び適正かつ合理的であることを確認し、必要がある場合は受託者が書類等を作成する。

監理項目	内容
1. 工事提出書類チェックリストに記載の書類（指定書式あり）	施工計画書、施工体制台帳、下請け人通知書を含め工事提出書類チェックリストに記載の中で、該当する書類について、内容を含め適切であるか確認し、修正等が必要な場合には工事受注者に、改善等を求める。 なお、工事提出書類チェックリストに記載の書類は「別表」のとおり。
2. 解体工事着手前の説明会資料及び説明	解体工事周辺の地域に対し、解体工事着手前に開

する内容	催する説明会で用いる資料及び説明すべき内容について、事前に確認する。
3. モニタリング報告書	工事受注者が行う周辺環境調査の結果の精査、基準値を超えた場合の善後策の検討を行い組合に報告する。
4. 存置物に関する図書	工事受注者からの存置物の報告内容について確認する。
5. 有価物処理の精査	旧処理場等から発生する鉄骨及び鉄筋などの有価物について、工事受注者が処分した実数を精査するとともに、当初計画値との比較を行い組合に報告する。
6. 施工に際し検体採取したものの分析結果と法令等により行わなければならない報告書	焼却施設解体に伴い法令で定められている検体採取とその分析結果の確認と、必要な機関に報告しなければならない場合はその報告書を確認する。

## 2 解体工事の施工上の監理に関する業務

解体工事の施工上の監理に関する業務は、次の監理項目を基本に、施工計画書など工事着手前又はそれぞれの工種に着手する前に提出された図書等と解体工事施工との齟齬を確認する。

監理項目	内 容
1. 主要構造物解体施工時の確認	施工計画書で定められた施工方法、手順により適切かつ安全に施工されているのかを確認する。
2. 管理区域解放の確認	空気中のダイオキシン類の濃度を調査分析した結果、管理区域の解放が適当なのか状況を確認する。
3. 汚染物質除去等の確認	付着又は堆積した汚染物質の除去の状況を確認する。
4. 周辺環境調査の状況確認	周辺環境調査を行う調査地点、検体採取場所等調査に係る状況を確認する。
5. 現場管理状況の確認	仮設工を含め、周辺環境へ影響が生じないよう適切な現場管理が行われているか確認する。
6. 出来形検査及び完了検査への対応	出来形又は完了検査時に提出される工事請負者からの図書と施工状況とを確認するとともに、それぞれの検査に対応する。

## 3 成果品の検査と納品

### (1) 成果品

#### ① 成果品の内訳

- ・ 施工監理実施計画書
- ・ 工事監理報告書
- ・ 業務月報

- ・ 週間工程会議記録（取りまとめたもの）
- ・ 立ち会い等の議事録等（取りまとめたもの）
- ・ 打合せ及び会議、現場確認等で使用した図面を含む資料
- ・ その他必要な資料

## ②成果報告書

成果品として納品する成果報告書は、次のことに留意する。

- ・ 法令等に関わる事項については、その根拠とする法令等を明記する。
- ・ 文献及び資料を引用した場合は、その名称を明記する。
- ・ 仮設などの構造計算を根拠としなければならない工法（施工方法）を計画する場合は、計算条件、計算式、計算結果との因果を明記する。

なお、成果品は次項の電子データの全てを紙に出力したものを内容別にインデックスを付して整理した上で、バインダー型式のファイルにとじ込み（図面は図面袋に収めてとじ込む）成果報告書とする。

## (2) 電子データの成果

### ①メディアの種類

記憶する容量に応じて CD 又は DVD とする。なお、メディアはメディアケースに納め、前記成果品に綴じ込む。

### ②電子データのファイル形式

電子データは次のとおりのファイル形式とする。

- 文書など： Word 及び互換性のあるファイル形式
- 表など： 四則演算を伴う表は Excel 及び互換性のあるファイル形式
- 図面： DXF 又は JWW、SFX などのファイル形式

なお、全てのファイルは、前記と併せて PDF または XDW のファイル形式のデータも成果とする。

### ③メディアへの印字事項（右記印字例参照）

- ・ 委託件名
- ・ 契約期間
- ・ 受託者
- ・ アンチウイルスソフトのチェック内容



## (3) 成果品の部数

成果品は、正 1 部、副 2 部の 3 部を提出する。

## (4) 検査と納品

### ①検査日

成果品の検査は、契約期間内を基本とし、組合監督員との協議で日程を決める。

②納品

成果品の検査合格後、速やかに成果品一式を組合に納品する。なお、納品後に成果品の不備等が発覚した場合は、受託者の責任において速やかに修正等を行う。

以 上

別表 工事提出書類チェックリストに掲載の書類一覧

No	書 類 名	提出部数	該当	備 考
1	CORINS（工事実績情報サービス）	1部	○	
2	工事工程表（実施）	1部	○	
3	施工計画書	3部	○	組合、工事受注者、受託者
4	施工体制台帳	1部	○	
5	下請負人通知書	1部	○	
6	建設業退職金共済関係	1部	○	
7	納入仕様書	2部	○	組合、工事受注者
8	アスベスト不使用証明書	1部	×	建材及び資材等を使用する場合は該当
9	工事打合せ簿	3部	○	組合、工事受注者、受託者
10	段階確認書	1部	○	
11	工事日報・工事週報	1部	○	
12	履行報告書	1部	○	
13	品質証明書	1部	○	
14	各種試験成績書	1部	○	
15	材料検査関係	1部	○	
16	納品伝票類	1部	○	
17	建設副産物関係	1部	○	
18	残土券	1部	×	
19	出来形数量調書、数量計算書	1部	○	
20	測定結果一覧表・出来形管理図表	1部	○	
21	竣工図（完成図）	1部	○	
22	社内検査実施記録	1部	○	
23	工事写真	1部	○	
24	保証書	1部	×	保証書を有する資材を使用する場合は該当
25	火災保険等加入状況報告書	1部	○	
26	道路使用許可証	1部	○	
27	特定建設作業届出書	1部	○	
28	安全教育訓練実施記録	1部	○	
29	交通誘導員集計表	1部	○	

# 対象工事位置図



事務局長	次長兼課長	担当課長	主幹兼係長	検算	担当

委託番号	施工監理委託		施工年度	令和5～7年度
委託名称	第二清掃処理場等解体撤去工事に係る施工監理業務委託			
履行場所	海老名市 本郷 地内			
施工主	高座清掃施設組合	工委託概要 1 書類等の監理 … 1式 2 施工上の監理 … 1式 3 打合せ協議 … 1式		
設計区分				
路線名				
委託期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
委託日数	日			
部課名	施設課			
積算担当	令和5年度～令和7年度			
合計額				
委託価格				
消費税相当額				

# 委 託 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
委託費	委託費							
	施工監理委託業務				1			
		直接人件費（設計委託）		式	1			A- 1号内訳書
直接経費（設計委託）								
		旅費交通費（設計委託）		式	1			
直接原価（設計委託）								
		間接原価（設計委託）		式	1			
業務原価（設計委託）								
		一般管理費（設計委託）		式	1			
設計委託業務費計								
消費税相当額								
業務委託費								



B- 1号		書類等の監理					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
	主任技師				人								
	技師(A)				人								
	技師(B)				人								
	技師(C)				人								
	計												

B- 2号		施工上の監理					1式当たり	明細書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
	主任技師				人								
	技師(A)				人								
	技師(B)				人								
	計												



# 直 接 人 件 費 内 訳 書

《 設計委託 》

業 務 内 容		主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	計
書類等の監理	工事提出書類（チェックリストによる書類）								
	解体工事着手前及び途中経過の説明会資料及び説明する内容								
	モニタリング報告書								
	存置に関する図書								
	有価物処理の精査								
	施工に際し検体採取したものの分析結果と法令等により行わなければならない報告書								
	人工計								
施工上の監理	主要構造物解体施工時の確認								
	管理区域解放の確認								
	汚染物質除去等の確認								
	周辺環境調査の状況確認								
	現場管理状況の確認								
	出来形検査及び完了検査への対応								
	人工計								
打合せ協議	初回								
	月例工程会議（24回予定）								
	週間工程会議（24回予定）								
	納品、完了検査								
	人工計								